

男女共同参画会議の概要

内閣府に設置

「重要政策に関する会議」の一つ

所掌事務

- (1) 男女共同参画基本計画作成に当たり、内閣総理大臣に意見を述べること。
- (2) 内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項の調査審議をすること。
- (3) 男女共同参画基本計画の作成、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に意見を述べること。
- (4) 以下に掲げる事項を実施し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に意見

男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況の監視
政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響についての調査

構成

- (1) 議長(内閣官房長官)
- (2) 議員
各省大臣等(内閣総理大臣の指定する国务大臣)
12名(総務大臣、法務大臣、外務大臣、財務大臣、文部科学大臣、
厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、
環境大臣、国家公安委員長、内閣府特命担当大臣(少子化・
男女共同参画))
有識者(内閣総理大臣が任命)
12名
- (3) 専門委員・専門調査会
専門委員
専門の事項に関し学識経験を有する者のうちから内閣総理大臣が任命。
専門調査会
会議の議決により設置、議長の指名する議員・専門委員が属する。